

我が街を守る 消防団員の確保に ご協力を！



彦根市消防本部
彦根市消防団

◆ 彦根市消防団では、入団者を募集しています。

～ 彦根市消防団条例に定める消防団員定数の確保が課題となっています！ ～

近年、各地で大地震や台風、集中豪雨、竜巻、大雪などの自然災害が発生しています。
特に、今後30年以内には、高い確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震や滋賀県で甚大な被害が想定される琵琶湖西岸断層帯地震や鈴鹿西縁断層帯地震などの発生も危惧されています。

このような災害に備え、地域の防災力をより強固にするために、消防団員への入団促進と活動への支援にご理解、ご協力をお願いいたします。

◆ 消防団とは

消防団員は、それぞれが職場や地域、家庭で役割を持ちながらも、「自分たちの街は、自分たちで守る。」という強い決意と心でつながり活動しています。

ひとたび災害が発生すれば現場に駆けつけ、災害防除活動にあたる消防団ですが、平常時も訓練を重ね、災害現場での対応力の向上に努めるとともに、各自治会の防災訓練指導や火災予防啓発活動も実施しています。

<管轄（担当）地区>

第1分団 城 西	第2分団 城陽(旧多景)	第3分団 城 東	第4分団 城 北	第5分団 佐和山
第6分団 金 城	第7分団 城南・平田	第8分団 旭 森	第9分団 城陽(旧花田)	第10分団 城陽(旧日夏・若葉)
第11分団 鳥居本	第12分団 河 瀬	第13分団 亀 山	第14分団 高 宮	第15分団 稻枝東・西・北

※ 彦根市消防団は、彦根市を15の地域に分割した分団から構成されており、お住まいの地域を管轄地とする分団への入団が基本となります。

◆消防団の活動

●災害が発生した時

- ・ 火災時の消火活動や地震時の人命救助・避難誘導など
- ・ 風水害の時には、土嚢積みなどの浸水防止など

●災害が発生していない時

- ・ 火災予防運動等における、巡回広報や火災防御訓練などに参加
- ・ 災害に備えての教育訓練や、消防車両および機械器具の点検・整備
- ・ 年末や警報発令時には、地域の警戒活動

その他、地域の安心・安全を守るため、幅広く活動しています。

◆消防団員の任用資格（入団条件）

- (1) 彦根市内に居住し、勤務し、または通学する者であること。
男女を問いません。現在、13名の女性消防団員が活動しています。
- (2) 年齢が18歳以上の者であること。
学生でも入団可能です。
- (3) 消防団の職務の遂行に堪え得る心身を有すると認められる者であること。

◆消防団員の処遇

- (1) 報酬の支給
年額報酬や、災害や訓練等に出動した場合の出動報酬が支給されます。
- (2) 公務災害補償制度
消防団活動によって、死亡したり、病気または負傷した場合は、本人や遺族に対して損害補償を受けることができます。
- (3) 表彰制度
団員の士気の高揚とその労苦に報いるため、表彰制度が設けられています。
- (4) 退職報償制度
5年以上勤務して退職した者に、勤務年数に応じて退職報償金が支給されます。
- (5) 服装の貸与
消防団員には、制服、作業服等が貸与されます。

彦根市消防団への入団を希望される方は、ご近所の消防団員にご連絡いただくか、下記へご連絡くださいますようお願いいたします。

地域の皆さんとのふれあいを大切にした活動は、災害に強い安全な街づくりの実現に欠かせないものです。皆さんのご協力をお願いいたします。

消防団への入団に関するお問い合わせは 彦根市消防本部
消防総務課まで（電話0749-22-0314）